

子ども・子育て会議（第1回） 議事次第

日 時：平成 25 年 4 月 26 日（金）13:00～15:30

場 所：中央合同庁舎 4 号館（11 階）共用第 1 特別会議室

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 議 事

（1）会議の運営について

（会長の選任、会長代理の指名、会議運営規則の決定、部会の設置）

（2）基本指針について

（3）被災地子ども・子育て懇談会について

（4）その他

4. 閉 会

[配付資料]

資料 1	子ども・子育て会議委員名簿
資料 2	子ども・子育て会議運営規則（案）
資料 3	子ども・子育て会議基準検討部会の設置について（案）
資料 4	子ども・子育て関連 3 法について
資料 5	子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ
資料 6 - 1	基本指針の概要（案）
資料 6 - 2	基本指針の主な記載事項（「子ども・子育て支援の意義」関係）
資料 6 - 3	基本指針の主な記載事項（計画作成指針関係）
資料 6 - 4	「市町村子ども・子育て支援事業計画」作成時の利用希望などの把握について
資料 7	待機児童解消加速化プラン
資料 8	被災地子ども・子育て懇談会の開催について
資料 9	認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得の特例について

○長田参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。会長選出までの議事進行を務めさせていただきます、内閣府子ども・子育て支援新制度担当参事官の長田浩志と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、第1回「子ども・子育て会議」の開催に当たりまして、森まさこ少子化対策担当大臣より、一言御挨拶申し上げます。

森大臣、よろしくお願ひいたします。

○森内閣府特命担当大臣 少子化対策担当大臣の森まさこでございます。

第1回「子ども・子育て会議」の開催に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろより子育て支援のために御尽力をくださって、ありがとうございます。昨年の8月に子ども・子育て関連3法が成立し、早ければ平成27年4月から施行されます。新たな制度では、消費税増税により確保された恒久財源7,000億円をはじめ、1兆円超の財源の確保を目指し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを行い、子どもや子育てに対する質・量両面にわたる支援の充実を図っていくこととしております。

新制度の施行に向けては、子育て当事者や関係者のニーズにしっかりと答えられる仕組みをつくっていく必要があります。この会議においては、子どもの保護者、地方公共団体、事業主や労働者の代表、子育て支援の当事者、学識経験者など、さまざまな関係者にお集まりをいただきまして、基本指針、各種基準、公定価格の体系などの具体的な制度設計について御議論いただくことは大変意義のあることと思っております。

また、新制度の設計に当たっては、被災地の実情を十分に踏まえ、きめ細かく対応していくことも重要であることから、私が指示をして、被災地子ども・子育て懇談会を開催させていただくことにいたしました。この懇談会では、国の職員が現地まで出かけ、直接被災地の関係者の皆様の御意見をお聞かせいただくこととしており、後ほど詳細な内容については事務方から報告をさせていただきますが、去る4月15日には福島県で最初の懇談会を開催し、大変有意義な御意見を伺うことができました。委員の皆様にも、こうした被災地の声もくみ取って御議論をいただけたらと思っております。

最後になりますけれども、子どもにとって最善の利益が実現されるよう、新制度の円滑な施行に向けまして、委員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○長田参事官 ありがとうございます。

続きまして、本日御参集いただきました委員の皆様方の御紹介をさせていただきたいと存じます。お手元の資料1「子ども・子育て会議委員名簿」をお配りしてございます。名簿順に御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず五十音順に、東京大学大学院教育学研究科教授の秋田喜代美様でございます。

全国国公立幼稚園長会会長の荒木尚子様でございます。
恵泉女学園大学大学院教授の大日向雅美様でございます。
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長の奥山千鶴子様でございます。
高知県知事の尾崎正直様でございます。
東京商工会議所人口政策委員会委員の尾身朝子様は本日御欠席でございます。
淑徳大学総合福祉学部教授の柏女霊峰様も本日御欠席でございます。
三鷹市長の清原慶子様でございます。
全国小規模保育協議会理事長の駒崎弘樹様でございます。
株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長の小室淑恵様でございます。
読売新聞東京本社社会保障部次長の榊原智子様でございます。
日本保育協会理事の坂崎隆浩様でございます。
全国保育協議会副会長の佐藤秀樹様でございます。
東京大学大学院情報学環教授の佐藤博樹様でございます。
日本労働組合総連合会副事務局長の菅家功様でございます。
一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長の高尾剛正様は本日御欠席
でございます。
全日本私立幼稚園PTA連合会副会長の月本喜久様でございます。
全国私立保育園連盟副会長の橘原淳信様でございます。
特定非営利法人全国認定こども園協会副代表理事の古渡一秀様でございます。
全日本私立幼稚園連合会副会長の北條泰雅様でございます。
公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長の宮下ちづ子様でございます。
白梅学園大学子ども学部教授の無藤隆様でございます。
特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン代表理事の吉田大樹様でございます。
社会福祉法人東京聖労院顧問、前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長の吉原健様ござい
ます。
最後になりますが、聖籠町長の渡邊廣吉様でございます。
以上でございます。本日、全委員25名中22名の御出席をいただいております。子ども・子
育て会議令第5条、第1項におきましては、会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開
き議決をすることができないとされていますが、以上のとおり本日は定足数を満たしており
ますことを御報告申し上げます。
続きまして、政府側の出席者を御紹介させていただきます。
先ほど御挨拶をさせていただきました森少子化対策担当大臣でございます。
内閣府共生社会政策担当政策統括官の山崎でございます。
少子化対策担当企画官の由布でございます。
続きまして、文部科学省大臣官房審議官の関でございます。
初等中等教育局幼児教育課長の蝦名でございます。

幼児教育課企画官の竹林でございます。

地域・学校支援推進室長の高木でございます。

続きまして、厚生労働省大臣官房審議官の鈴木でございます。

雇用均等・児童家庭局総務課長の定塚でございます。

少子化対策企画室長の黒田でございます。

育成環境課長の杉上でございます。

保育課長の橋本でございます。

なお、子ども・子育て支援新制度の施行準備につきましては、内閣府、文部科学省、厚生労働省の3府省で対応してございますが、内閣府に子ども・子育て支援新制度施行準備室というものを設置しておりまして、文部科学省、厚生労働省の職員にも内閣府の併任をかけておりまして、一体的にこの制度に取り組んでおりますことの御報告を併せて申し上げたいと思います。

なお、大変恐縮ではございますが、森大臣は公務多忙のため、ここで退席をさせていただきます。

(森内閣府特命担当大臣退室)

○長田参事官 また、カメラの方もここで退室をお願いできればと思います。

(報道関係者退室)

○長田参事官 続きまして、お手元の資料の御確認をいただければと思います。逐一読み上げませんが、議事次第に配付資料ということで資料1～9まで記載させていただいておりますので、もしお手元に不足等ございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。よろしくお願いたします。

また、委員の皆様の内閣総理大臣からの辞令でございますけれども、封筒に入れて卓上に置かせていただいておりますので、後ほどそちらにつきましても御確認を賜ればと思いますので、よろしくお願をいたします。

それでは、次に本会議の会長の選出に移りたいと存じます。

子ども・子育て会議令第2条第1項におきまして、「会議に、会長を置き、委員の互選により選任する」ということとされております。委員の皆様方におかれましては、委員の選出をお願いしたいと存じますが、どなたか御推薦等ございますか。

では、奥山委員、お願いたします。

○奥山委員 私といたしましては、無藤先生に会長をお願いしたいと考えております。

無藤委員は、幼児教育や保育はもとより、この制度が対象とする幅広い支援策について優れた知見をお持ちであると思います。また、制度設計を議論してきました子ども・子育て新システム検討会議基本制度ワーキングチームで座長代理を務められるなど、検討過程から深くかかわってこられた経緯があります。そういう意味で適任と考えますが、いかがでしょうか。

○長田参事官 ありがとうございます。

ただいま無藤先生を御推薦する御意見をいただきましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○長田参事官 ありがとうございます。

それでは、恐縮でございますが、無藤先生に会長をお引き受けいただきたいと存じます。早速でございますが、会長席に移っていただきまして、この後の議事進行をお願いできればと思います。

(無藤委員、会長席へ移動)

○無藤会長 ただいま会長という大役を御指名いただいた無藤でございます。今お話、推薦の辞をいただいたとおりの部分ですけれども、この制度ができ上がる以前のワーキンググループでもいろいろな議論に参加させていただきました。

そういう意味では、しっかり昨年通った中で、今度は具体的にどういう形にするかの議論かと思えますけれども、そこに参加させていただくことを大変名誉に感じてございます。とはいえ、スケジュールというのは後でいろいろ出てくるかと思えますが、恐らく本年度中に相当数のことを決めなければならないということと、もう一つは、ここには自治体の代表の方もいらっしゃるけれども、自治体のほうでも並行する子ども・子育て会議を設置ということで、もう早々と設置されたところもあるそうですけれども、その自治体の議論が進むためには国のほうがある程度枠をつくらないとうとうしようもないということですので、比較的議論を急ぐ。しかし、拙速では実際には困ったこととなりますので、議論を尽くしながらも、しかしながら、スケジュールでしっかりやっていくということでぜひ御協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速進めたいと思えますけれども、お手元に議事次第がございます。最初に中身の前に、会長代理の指名というのがございます。これは子ども・子育て会議令の第2条第3項におきまして、「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とされてございます。つまり、会長の指名により会長代理を置くことが定められております。

私といたしまして、佐藤博樹委員を御指名させていただければと存じておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○無藤会長 それでは、よろしく願いいたします。

続きまして、会議の運営規則についてお諮りさせていただきたいのですけれども、事務局で原案を用意していただいております。御説明をお願いいたします。

○長田参事官 それでは、お手元の資料2をご覧くださいと思います。「子ども・子育て会議運営規則(案)」でございます。

まず、第1条におきまして、会議の招集につきまして、会長が招集する等の内容を定めてございます。

第2条でございますけれども、代理者の出席ということで、先生方、大変御多忙な方ばかり

りでいらっしゃるしますので、代理人の出席規定を置かせていただいております。どうかということをございます。

なお、代理の出席の方につきましては、2項におきましては発言することができるということで、発言権を位置づけさせていただいております。

第3条、第4条につきまして、これは大体国の審議会一般に通ずる公開に関する規定を整理させていただいております。会議そのものを公開すること、また後日、議事録の公表、配付資料の公表を定め、ただし、2項におきまして、公平、中立な審議に著しい支障を及ぼすというおそれがあると認めるとき等につきましては、議事録、配付資料の全部または一部を非公開とすることができるというような規定を置かせていただいております。

また、事前に各委員の皆様方には御連絡をさせていただいておりますが、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録も公表いたしますが、毎回動画を収録させていただきまして、後日、内閣府ホームページで公表させていただければと思っておりますので、御承知おきをいただければと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明につきまして、何か御質問があれば挙手をお願いしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

今後ともそんなのですけれども、大勢いらっしゃる、私の目の視野を超えるので、しっかり手を挙げてください。うっかりすると忘れるかもしれませんので、お許しください。

それでは、よろしいということをございますね。運営規則は案のとおりに決定させていただきます。ありがとうございます。運営規則は今のようなことで、次の議題に移ります。

基準検討部会の設置ということについてお諮りさせていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○長田参事官 引き続きまして、まず先に、先ほどご覧いただきました資料2の4ページ、政令で定めております子ども・子育て会議令の抜粋をつけております。その中の第4条の規定の中で、「会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされております。この規定に基づきまして部会の設置についてお諮りをさせていただきたいというものでございます。

具体的には資料3「子ども・子育て会議基準検討部会の設置について（案）」をお示しさせていただきます。先ほど説明しました規定に基づきまして、このような部会を設置させていただいております。どうかということをございます。

検討事項といたしましては、2ポツのところにとらんと掲げさせていただいておりますように、今後いろんな給付にかかわります額の算定基準を定めるということになっております。施設あるいは事業の運営に関する基準の関係、新たに創設される幼保連携型認定こども園でございますとか、地域型保育事業に關します認可の基準等々、主にそういった基準にかかわるものについて、この部会という形で設置いたしまして御議論いただければと考えた次第でございます。

説明としては以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

結局、今、皆さん方がここにいらっしゃる「子ども・子育て会議」は親会議なわけですが、それは大きな方針を中心に議論していただく。今の基準検討部会は、御説明がありましたように、これから法律に基づいて具体化するときにかなり細かい、しかし、現場にとって非常に重要な部分を議論するというので、議論の性質がかなり違いますので分けていくということですが、今の点、御質問はございますか。

では、設置についてはお認めいただくということではよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、案のように基準検討部会を設置させていただきます。

続きまして、子ども・子育て会議令第4条第2項におきまして、部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名するとされております。ということで、部会に属するべき委員及び専門委員、案を既に作成してございますので、事務局からの配付をお願いいたします。

(事務局、資料配付)

○無藤会長 行き渡りましたでしょうか。そういう案でございます。本会議の委員の皆様と見比べるとほとんど同じなのですけれども、若干違うというぐらいのことなのです。ですから、本会議を延々と幾らでもやればよいという考えもあろうとは思いますが、先ほど来のことで、議論の性質上分けたほうがよいということでこういうふうにさせていただいております。

次ですけれども、この子ども・子育て会議令第4条第3項におきまして、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する」とされております。部会につきまして、親会議の議論との緊密な連携が不可欠であると存じておりますので、部会長は私が兼務させていただくということで御承知おきいただければと思います。よろしくお願いたします。それほど私は望むわけではないのですけれども、やはりそのほうがよいということで申しわけございません。

続きまして、きょうは第1回ですので、事務局からいろいろ資料に基づいて説明をいただく必要がございます。子ども・子育て新制度の概要、子ども・子育て会議の役割などについて簡単に御説明いただきます。そして、当面の審議の進め方についても御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○長田参事官 もう先生方、新制度の概要は十二分に御承知をいただいているかと思いますが、当会議のミッションを改めて確認いただくという意味も含めまして、資料4と資料5をご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

資料4「子ども・子育て関連3法について」という資料の3～4ページにかけてでございます。

改めて3法の趣旨でございますが、この法律は昨年8月に自公民三党合意を踏まえて成立

いたしております。したがって、現政権下におきましても、この制度をしっかりと円滑に施行していくという前提のもとに、私どもは準備を進めているものでございます。

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。主なポイントとして3点記載させていただいております。

1点目の認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付ということで施設型給付を創設する。小規模保育等への給付ということで地域型保育給付を創設する。施設型給付においては、今までまちまちの体系の中で行われてきたものの給付を一本化する。では、その給付をどういうふうに設計していくかということをもさしくこれから整理いただくということにもなります。また、地域型保育給付は、そもそもその仕組み自体がなかったものでございますので、その仕組み自体の基準から始めて、その給付の内容まで含めて設計いただくということになります。

2つ目の認定こども園制度の改善でございます。これにつきましては、改善の内容の詳細は改めて御説明はいたしませんけれども、幼保連携型認定こども園という言葉としては従来の制度と同じでございますが、今般、一本の認可でもって、新たな仕組みとして幼保連携型認定こども園という仕組みができる。こういったものの認可の基準などについて改めて設計いただくことが必要になるわけでございます。

3点目の地域の実情に応じた子ども・子育て支援ということで、ここの中では少し例示を書かせていただいておりますが、いわゆる親子広場、集いの広場と言われているような地域の子育て支援拠点の関係でございますとか放課後児童クラブといったものについての詳細を決めていく。とりわけ放課後児童クラブにつきましては、これまで基準というものがなかったわけでございますが、基準を条例化するということも定められております。そういったことの設計が必要になってくるということになるわけでございます。

4ページ、基礎自治体の実施主体ということで、本日、この後のメインの議題として予定させていただいておりますけれども、市町村は地域のニーズに基づいて子育て支援の事業計画をつくっていただくということになっております。これが一番大事な部分になってくるわけでございます。その自治体計画をつくっていくもとなる基本指針を国がお示しするということになっておりますので、そのあたりをまずは御議論いただきたいと思います。

次の部分でございますが、社会全体による費用負担ということで、社会保障と税の一体改革によりまして、消費税財源を子育て支援の分野にもしっかり充てていくということで、0.7兆円の確保は既に決まっております。さらにこの制度をしっかりとした質・量、両面にわたる拡充を図るという制度の大きな政策目的の実現のためには、さらにもう一声、財源が必要だということで、1兆円程度の財源が必要だと国会審議等を通じて確認されてございます。

少し飛んでいただきまして27ページ、改めまして子ども・子育て会議について、その位置づけ、役割等について記載させていただいております。

役割をご覧いただきますと、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議すると書かれております。

その後、点線囲いで幾つか審議事項が書かれておりますが、非常に大ぐくりな言い方をお許しいただきますと、大体3つぐらいの大きなミッションがあると考えてございます。

1点目は、最初に記載をしております自治体の事業計画のもととなります基本指針を調査審議いただく。

2点目は、先ほど申し上げました、新たな幼保連携型認定こども園でございますとか、このたび創設をされます小規模保育などの地域型保育給付、そういったものの基準を決めていくという部分。

3点目は、一本化された施設型給付あるいは地域型保育給付の算定基準を設計していく、お金の関係でございます。こういったことがいわば大きな3つのミッションということで御認識を賜れればと思っております。

34ページ、当然審議スケジュールと申しますのは、施行スケジュールと密接にかかわってまいりますので、その前提となります制度施行までのスケジュール感を共有させていただければと思っております。

平成27年度というところで本格施行と書いております。先ほど言いましたように、消費税財源をしっかりと投入して制度を支えていくということになっておりますので、消費税が10%に引き上がります平成27年度を本格施行のスタート時期とターゲットを置いております。それを前提に逆算していきますと、大体自治体で具体的に新たな仕組みに基づいて、例えば入園の御案内でありますとか、保育所の利用申し込みでありますとか、そういったことの準備をするために大体半年ぐらいのリード期間を置いておく必要があるだろうと考えております。

そういたしますと、26年度前半のうちには、そういった具体的な実務が動かされるよう決めるべき計画であるとか、基準であるとか、そういったものは基本的にその段階でできている必要があると考えております。したがって、26年度前半は、基準は最終的には条例で決めていただくということになっておりますので、自治体での条例化の作業を進めていただく期間ということで26年度前半を想定していただく必要があるだろうということでございます。

そうしますと、さらに逆算いたしまして、国としてお示すべき指針なり基準というものはおおそ25年度中には固めなければいけないということございまして、施行まで2年ということではございますけれども、この会議におきましては、いろいろ決めていくべきことをかなり集中的な御議論をいただく必要があるだろうと思っておりますので、この1年間、集中的な議論をいただくことを念頭に置いてございます。

その上で資料5をご覧くださいいただければと思っておりますが、25年度末を一応政省令等の公布時期とターゲットを置きながら、いわゆる親会議におきまして、繰り返しになりますが、自治体が計画をつくっていくもととなる基本指針、まずはここの検討をお急ぎいただければと思っております。大体夏ぐらいまでにめどをつけていただければ大変ありがたいと思っております。

同時に、自治体から早く明確にさせていただきたいという声が非常に強い保育の必要性の認定基準の関係でございますとか、市町村が給付を行うためにどういう施設や事業を対象に給付を行うかということを確認という行為でもってやるわけでございますが、そこに関する基準といったものを親会議で御議論いただければと思っております。部会におきましては、先ほどの繰り返しになりますが、認可基準の関係あるいは価格の関係というものを議論いただくということを想定しております。

なお、※印を下に書いてございますけれども、先ほどの説明の中で放課後児童クラブについての基準を新たに設けるということを申し上げましたが、こちらにつきましては児童福祉法の体系に基づく基準という位置づけでもございますので、社会保障審議会児童部会での議論を行いながら、随時子ども・子育て会議の場でもそのような共有をさせていただければと思っております。

簡単でございますが、説明としては以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

これまでの経緯とか子ども・子育て支援法の内容は十分御存じだという前提で、これからのポイントを主に話させていただきました。

特にスケジュールということで繰り返しになりますが、親会議において一番急がれるのが子ども指針。この中身をまた後で細かく議題として御紹介がありますけれども、ぜひそのあたりについてどうするかということ優先しながら議論を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、長田参事官から御説明いただいた点について、御質問があれば挙手をお願いします。

では、北條委員、お願いします。

○北條委員 ありがとうございます。

いろいろ御説明いただいて十分わかりだと思っておりますけれどもというお話でありましたけれども、十分わかっておりません。それは勉強不足だということでありましようけれども、私どもの団体を構成する多くの私立幼稚園においても、今回の仕組みについて十分理解しているということは全くございませんので、そういう状況にはないということ冒頭申し上げたいと思っております。

スケジュール感のお話が出ましたが、資料4の33ページ、昨年3月30日に法案が提出されたと記載がございます。ただ、この法案に対しては、私どもは反対の立場でありました。私どもだけではなく、幼稚園から大学に至る全私学連合ござって、この法案には反対したわけでありました。そもそも基本制度ワーキングチームにおいてまとめを行った際、我が団体はまとめに賛成はしておりません。にもかかわらず全員の賛成を得たという形で国会に提出したということは、まことに遺憾であります。そのようなことが行われたという認識を我々は持っておりますので、基本制度ワーキングチームの会合とこのたびの子ども・子育て会議は性格が違ふと思っております。ここできちっとやっていただくことが必要だと思っております。きちっと

やっただけであれば我々もしっかり議論し、協力してまいります。しかし、あのような乱暴なことを繰り返さないことをまずもって御確認いただきたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。この会議でももちろん、しっかりと議論していきたいと思いますので、どの委員についても御発言を十分に行っていただきたいと思います。

それと同時に、例えばきょうは2時間半ということですし、それぞれの時間の枠がございますので、そこで発言が十分できない場合、あるいは説明が十分できない場合もあると思いますので、そういう場合には事務局にいろいろな形でお寄せいただく等、また事務局に対して遠慮なく話し合いの機会をお持ちいただくとか、さまざまな形で皆様方の意見を集約する努力を精いっぱいしたいと思います。

○長田参事官 事務局といたしまして、できる限り丁寧な運営を心掛けたいと存じます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、ほかに御質問等ございますか。

宮下委員、お願いします。

○宮下委員 説明、ありがとうございます。私は今、私学学校法人の理事長をやっております。説明の中で「おわかりでしょうか」というお話をいただきましたが、現場ではわからないことが多くて、私たち私立の幼稚園はどういう立ち位置で仕組みを受け入れたらいいのだろうかということ非常に不安に思っております。そういう意味でも、できるだけ確実な、そしていろいろな情報をできるだけ早く、情報を送っていただいて、幼稚園の現場の者がそういうものを読み砕いて、よく考え、そして納得して新しい仕組みの中に入れていけるような制度にさせていただけると非常にありがたいと思っております。

同時に、幼児期の教育は、人間形成の土台になっていると思います。これは皆さん御承知のことだと思いますけれども、そういう中で今回の制度が子どもにとってふさわしい環境づくりの一助になっているかということをもう一度考えて協議をしていただければありがたいと思いますし、やはり子どもの立場に立って、子どもの健やかな成長ができるような仕組みであってほしいと願っておりますので、どうぞこれから協議をいたしますときにそのようなことも心にかけていただけるとありがたいと思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。

森大臣の御挨拶にもありましたけれども、やはり子どもの最善の利益を我々が目指すという共通点に立ちながら進めたいと思います。

また、委員の皆様方からの御意見とともに、委員の皆様にも御自分の所属するところ、その他に御説明をお願いしたいし、多分事務方の皆様方も、御要請があればいろんな説明に向くこともやぶさかではないと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにはございますか。では、そのようなことで基本的には進めていきたいと思っております。まず事務局より資料の説明をお願いしたいわけですが、そこに入る前に、先般安倍総理より待機児童解消加速化プランというものが公表されたわけです。このプランにつきまして、基本指針の内容に大きくかかわるものでありますので、まずこのプランの御説明をいた

だく。そして、その上で引き続き基本指針に関する資料の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、お手元の資料の中の資料7という横長の色つきの資料を出していただきたいと思います。

3ページ「保育所待機児童の解消について」というタイトルがついてございます。この資料の棒グラフにございますように、平成24年の数字で見えますと、待機児童が4月1日現在で2万4,825人という人数になっております。ここ3年間の推移で見えますと、少しずつは減少しているわけでございますけれども、なお大変深刻な状況にあるということでございます。

このような状況を踏まえまして、平成25年4月2日に総理から厚生労働大臣に対しまして、待機児童対策を抜本的に強化、加速化するための方策を検討するという指示をいただきました。厚生労働大臣を中心といたしまして、こういった対策を検討させていただきまして、4月19日の先週の金曜日でございますけれども、総理から、このプランの具体的な内容について公表がなされたところでございます。

1ページ、加速化プランの中身について御説明させていただきます。

待機児童の解消に向けまして、これからこの会議で御議論いただきます新制度の施行と並行いたしまして、この施行を待たずに地方自治体に対しまして、国からできる限りの支援策を講じようということでございます。足元、平成25年度、26年度の2年間で緊急集中取組期間、そしてその後の3年間で新制度で弾みをつけていく取組加速期間と位置づけまして、最初の2年間の取組期間のところでは約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意するというものでございますし、※印にございますように、地方自治体のほうでさらにペースアップする場合には、それにも対応させていただきたいと考えております。

その後続きます3年間、取組加速期間の整備をさらに進めまして、上記と合わせて潜在的なニーズも含めて約40万人分の保育の受け皿を確保する。そして、保育のニーズのピークが平成29年度末と見込んでおりますけれども、その時期までに待機児童の解消を目指すということでございます。

その下に時系列の表がございますけれども、向こう2年間のところで緊急プロジェクトということでございます。そして、新制度がスタートいたしますと、消費税の財源が本格的に確保されるということになるわけでございますけれども、平成26年度から消費税の税率が8%に上がることが予定されております。このときの財源を活用しました保育緊急確保事業という枠組みがございますけれども、この活用も含めまして財源をきちんと検討いたしまして、しっかり財源を確保しながら対策を進める。足元のところで集中的な取り組みを行う結果といたしまして、保育の需要がピークに達する29年度末の時点で、今後御議論いただきます事業計画の期間の終了を待たずに、待機児童の解消を目指していこうというプランになっております。

緊急プロジェクトの中身といたしまして5本の柱がございまして、

1つ目は賃貸方式や国有地も活用した保育所の整備。

2つ目としまして、それを支える保育所の人材確保。

3つ目としまして、小規模保育事業など新制度の先取り。

4つ目といたしまして、認可を目指す認可外保育施設への支援。

5つ目といたしまして、事業所内保育施設への支援。

こういった中身を柱といたしております。

もう少し詳しい中身が2ページに書いてございます。上に「コンセプト」と書いてございますが、地方自治体の意欲を強力に支援させていただこうということで、手上げ方式で進めさせていただきたいと思っております。そして、今後2年間の間で待機児童の減少についての目標あるいは保育の整備目標について設定いただきまして、それを国が全力で支援させていただこうというものでございます。

最初の保育所整備の関係でございすけれども、施設整備費の積み増しを行っていく。今後、都市部を中心にふやしていくということを考えましたときに、賃貸方式の活用あるいは株式会社を含む多様な主体でのスピード感を持った施設整備が進められる必要がございます。

用地の確保が難しい地域でございすので、国有地を初め、そういった公有地なども積極的に活用したい。自治体の先進事例の中で、地主と整備事業者を結びつけるマッチングといった取り組みも出てきておりますので、こういったものも導入したいと考えております。

保育所の建物を建てるだけではなく人の確保ということが重要になってまいりますので、潜在保育士の復帰を促進あるいは他業種への移転を防ぐといった狙いもございす。そういった中での処遇改善をしっかりと行うということ。

認可外保育施設の認可への移行支援ということの一環でございすますが、認可外保育施設に働く無資格の方々の保育士の資格の取得支援、こういったものもしっかりと行いたいと思っております。

3つ目の柱といたしまして、小規模保育などの先取りということでございすますが、今後、この会議の中で小規模保育につきましてもいろいろ基準について御検討いただくわけでございますけれども、なるべく早い時期に小規模保育の具体的なサービスが先行して始められるように、こういった補助事業による取り組みも始めたいと考えております。

また、幼稚園での長時間の預かり保育の支援ですとか、利用者に対する丁寧な御説明をして御案内していくような利用者支援、こういったものもしっかりとこの中で盛り込んでいきたいと考えております。

4つ目といたしまして、認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設に対しまして、改修費を初め、さまざまな支援を行いまして、質の確保された認可保育所に5年間で計画的に移行できるような取り組みをさせていただきたい。ぜひ認可保育所の水準を下げることではなく、認可外保育施設の水準を上げていくという方向での対応をしっかりとやっていきたいと考えているところでございす。

5つ目の柱といたしまして、事業所内保育施設への支援ということでございまして、企業からの御要請の強い「自社労働者の子を半数以上」とする補助の要件を緩和することを進めていきたいと考えております。

雑駁でございますが、こういった取り組みにつきまして、これから順次具体化をしながらしっかりと取り組みたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

○黒田少子化対策企画室長 続きまして、資料6-1～6-4まで御用意しております。

○無藤会長 どうぞ。

○北條委員 今のところで意見、質問がございます。

○無藤会長 質問ならどうぞ。意見は後でいただいてもいいですか。

○北條委員 まず、待機児童というものの概念が正確に国民には伝わっていないと思いますので、待機児童というのはどういう定義になっているのかということをやはり国民に向けてしっかりお教えいただきたい。

具体的に申しますと、私は東京の港区でありますけれども、正確でないのですが待機児童の数字がたしか360人と発表されておりますが、その一方で、保育所の空きが480人あるというわけのわからないことになっております。これはゼロ歳児に空きが生じているからこういうことになっているわけでありましようけれども、こういう待機児童というものをただ数字としてばらばら挙げるだけでは国民にとって理解がいかない。

総理の御発言の中に、育児休業期間を3年間に何としてもするという言葉があったと思います。新聞等でも広く報道されております。総理の御発言ですから極めて重いものだと思いますが、その育休を3年にしていくという方向性が時系列的にどういう目標でなされるのかが示されていないというのは理解ができません。

もう一点、最後にお触れになりましたけれども、幼稚園の預かり保育にも言及がありましたけれども、働き方が相当多様化しておりますから、保育所の増設だけではなくて、幼稚園の預かり保育で相当対応できるというものがあります。私どもも協力していく気持ちを十分持っておりますので、その点にも御配慮をいただきたいと思えます。

以上です。

○無藤会長 今の点、いかがでしょう。

○橋本保育課長 まず、待機児童の定義でございます。基本的には調査を4月1日の時点で行っておりますけれども、保育所への入所申し込みが提出され、そして入所要件に該当してはいるけれども、実際には入所できていないということが基本的な定義になります。その上で、いろいろとこういう方については含める、こういった方には除くといった細かい部分がございますが、今、委員のほうからお話ございました、一方において、空きも生じているのではないかと御指摘でないかと思えます。これは地域の中で、それぞれの入所を申し込む方の分布にはある程度地域的な集中がございます。必ずしも全ての保育所が満杯になっているわけではなくて、地域地域で若干のあきのある地域もありますし、非常に申込者が集中していてそこに入れないという地域もございますので、やはり一方で空きがある、一方で

ある地域では待機が出るという事情はある程度やむを得ない部分がございます。

その上で、待機児童調査をする際におきましては、ほかに近隣の中で入所可能な保育所があるにもかかわらず、ある特定の保育所だけを御希望されて入所は見合わせているという方につきましては、待機児童数から除くという形で定義させていただいているところでございます。

あと預かり保育につきましてお話ございました。先ほど申しましたように、幼稚園のほうでの取り組みということにつきましても私どもは支援の一環に入れさせていただきまして、しっかりとお取り組みいただくことによりまして、ぜひこの入所を待ち望んでいる方々の対応に役立てていただければと思っております。

○無藤会長 どうぞ。

○定塚総務課長 もう一つ、育児休業についてのお尋ねがございました。先週金曜日、この待機児童解消加速化プランとともに総理のほうから発表されました内容としては、希望する男性、女性が3歳まで育児休業や短時間勤務の取得を希望する場合に、それが取得できる環境整備を推進するといった内容でございます。

特に育児休業等を取得する場合には、復帰についての支援が重要ということから、同時に復帰の支援策ということで助成金などの検討もするというところも発表したところでございまして、現在、各企業において必ずしも希望する間、育児休業や短時間勤務が取得できていない。これは女性、男性ともにでございますけれども、これらがきちんととれるように支援してまいりたいと考えているところでございます。

○無藤会長 どうぞ。

○北條委員 最後の育休3年の問題ですけれども、ぜひ紙の中にその点にも触れていただいて、どういうタイムスケジュールで目指していくのかということを示していただきたいと思っております。必ずやっていただきたいと思っております。

○定塚総務課長 承りました。

○無藤会長 お願いいたします。

それでは、先ほどの説明の次の項目で、基本指針の概要等をお願いします。

○黒田少子化対策企画室長 資料6-1～6-4まで、4種類の資料をこれから御議論いただきます基本指針について御用意しております。

冒頭、長田参事官からの説明の中にごございましたように、この基本指針の検討は、この初回の会合から夏にかけて数回の会合を重ねてその方針を得ていということでごございまして、これから説明させていただく資料は、委員の方々の御議論の素材として当方で御用意をし、これから委員の先生方のお話をいただいて当然変更され、さらにこの仕組みの実施主体である自治体の方々の御意見をいただいて最終的には確定していくというものでございます。したがって、過不足等、不適切な表現など、改善すべき点があれば当然御議論いただく、そういう性質のものでございます。

まず、私から資料6-1について御説明させていただきます。これは基本指針の法律上の

位置づけについて簡単にまとめた資料でございます。

右肩下に通しページが小さく振ってございます。1 ページ「1. 基本指針の法的位置づけ」でございます。この資料の最後に具体の条文の引用がございますので適宜御参照いただければと思いますが、昨年8月に成立いたしました子ども・子育て支援法の第60条に、国の基本指針について法定されております。

この基本指針は、条文上は市町村の事業計画、都道府県の支援事業計画の前に置かれておりまして、この基本指針の中でも法的な性質といたしましては、自治体の事業計画の作成指針、点線で囲った4つの◎のうちの2つ目の◎が一つ重要な役割でございます。

2つ目の◎のところに記載がございますように、全ての自治体・都道府県、市町村で計画を策定いただくということが法定されております。計画期間は5年間でございます。この仕組みが27年度の実施をターゲットに置いて2年間かけて準備をしていくということになりますので、この基本指針を早めにお示しすることが結果的には実施をいただく自治体の皆様のリードタイムを長くするということにもつながりますので、限られた準備期間を有効に活用する意味でも、また自治体の計画に多くの住民の方々の御意見をいただくためにも、私どもの国としての検討については最初から議論をし、できるだけ早期に方針を得たいということでございます。

1つ目の◎にございます子ども・子育て支援の意義は、大変重要な役割がございます。これが全てを通底する役割ということございまして、こちらにつきましては別の資料で6-2を御用意しております。後ほどそちらを長田から御説明申し上げます。

3つ目の◎でございますが、制度に関する基本的な事項の提示、この仕組みの基本的なスケルトンの御説明でございます。

4つ目の◎にございますように、関連施策との連携というものもでございます。

こういった◎の4つの役割、その中でもそれぞれ一つ一つ大切なものですが、特にこの基本指針を最初に議論いただきたいと願っておりますのは2つ目の◎があるからということでございます。

2 ページ、イメージでございます。一番上の黒い四角で囲ったところがございますように、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援の3分野、3つの柱でございますけれども、この3つについて記載された5年間の計画でございます。この計画は、その5年間における地域の住民の方々の需要を積み込んだ計画であるとともに、その需要に対応する供給を位置づけた計画ということでもございますので、5年間の住民の方の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援に関する需要と供給が記載された計画であるということでございます。

下のイメージ図については御参照いただきたいと思っております。

3 ページ、もう少し砕きまして、法律に位置づけられた記載事項。これは必須記載事項と任意記載事項に分けて法定されておりますので、その規定を引用しております。いろいろございますけれども、まずエリアを設定する、区域設定というものが必須記載事項にござい

すし、この設定した区域ごとに、各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする確保の内容、実施時期を書いていただく。また、地域子ども・子育て支援事業、放課後児童クラブですとか子育て拠点ですとか、そういったことについても同様に量の見込み、確保の内容、実施時期を書いていただこう、これが必須記載事項の中の中心的なものでございます。

あわせて、任意的な記載事項として、社会的養護などに関する支援との連携、都道府県との連携、ワーク・ライフ・バランスなどが位置づけられているところがございます。

特に量の見込みと確保の内容、実施時期に絞ってイメージ化したのが4ページでございます。イメージ③と書いている資料でございます。下の青い枠で囲ったところがございますように、区域設定をしていただいた上で、幼児期の学校教育・保育について、まず量の見込みを立てていただきます。5年計画ですから、27、28、29、30、31までの5年ということになりまして、その見込みを法律上の区分については、まず教育のみの方、3～5歳の幼児期の学校教育のみを必要とされる方。3～5歳で保育の必要性がある方。0～2歳で保育の必要性のある方。法律上はこの3区分がございます。この3区分ごとに量の見込み、27、28、29、30、31、それに対応する確保の内容、現行の資源で足りていればそれはそのようにということになりますし、足りないという場合についてはプラスアルファの整備を何年度目にどの形でしていただくのかということはこの計画の中にお書きいただこうということでございます。

同様に、その下にありますように、地域子ども・子育て支援事業については13事業が法定されており、それらにつきましても量の見込み、27、28、29、30、31、それに対応する確保の内容、プラスアルファで整備をされるなら何年度目にどの形でということをお書きいただくということでございます。

あわせて詳細は割愛いたしますけれども、下の○が4つございますけれども、こういったことについてもお書きいただきたいということでございます。

また、将来の計画を立てるということになりますので、上の四角に戻っていただきますと、量の見込みということでいいますと、現在の利用状況をまずしっかりと把握していただくということがございますし、それに加えて将来の利用希望というものを把握していただく必要がございます。この把握の方法については、後ほど別の資料で御説明を申し上げます。

その次の5ページは都道府県計画でございます。都道府県は市町村を支援するという立場、広域性と専門性のある行政という立場から都道府県の計画を作っていただくということでございます。特に都道府県はこの仕組みで言う施設の認可権者でもございますので、認可をするというお立場からも、都道府県計画に積み上げられる量の見込み、確保の内容、実施時期が非常に重要でございますし、これを透明性のある形で作っていただくということが非常に重要だということでございます。

5ページの下の方に、必須記載事項ごとに記載事項を挙げております。特に都道府県の計画固有のお話として非常に重要だということで法定されておりますのが人材確保、質の向上、専門性のある支援という部分でございます。この部分については、市町村にも一部取り

組みいただきますが、広域自治体、専門性のあるお立場から都道府県の計画にしっかりと書きいただきたいということでございます。

6 ページ、イメージ②でございます。量の見込みと確保の内容・実施時期ということに即して、市町村計画と都道府県計画の関係について図示したものでございます。住民の方々がどのような基盤を必要としているのかということについては、一義的には住民に一番近い自治体であります基礎自治体、市町村がよくわかるだろうということで、基本的には都道府県計画に定められる量の見込み、確保の内容については、区域設定された区域内の市町村が見積もられたものが基本的に尊重される仕組みを想定しております。ですので、区域ごとに積み上げと記載されているのは、そのようなイメージでございます。

ただ、その部分について広域自治体たる都道府県のお立場から、このお答えについてやや問題があると、ほかの自治体との関係でも調整が必要だと判断されますと、協議、調整というプロセスが入ります。協議については法定されておりますし、その事前の段階での調整ということもいただくと、結果的には市町村計画と都道府県計画が整合性のある形でおつくりいただけるのではないかと考えております。ですので、基本積み上げですが、それに広域調整が加わった形でお互い協議をし合いながらつくっていただくということを想定しているところでございます。

7 ページ、この都道府県計画に基づきまして、施設型については認可権者たる都道府県が認可をするということになるわけですが、その需給調整のルールについて、もう一度ここで記載しております。これは国会での法案修正の過程で、認可制度の改善、透明化ということが盛り込まれておまして、認可については基本的には適格性のある方からお申し出があれば原則認可だということが法定されております。ただ、例外として供給が需要を既に上回っている場合、もう足りていますよという場合は新規の認可をしないということができるという需給調整の条項が置かれておまして、それを透明性のある形で行っていただくよすがになるのが都道府県計画ということでございます。ですので、新しい認可申請が上がってきたときに、需要が供給を上回っていれば、その部分についての認可は原則認可になりますし、供給が超えている、既に足りています、充足していますというところで上がってきた認可申請については、需給調整の規定が発動されるということに法律上はなっているということでございまして、こういった透明化を図っていくよすがにもなっていくということでございます。

8 ページ以降は、法律で位置づけられた主な記載事項と論点の一覧表でございます。後ほどこの部分を詳述した資料を6-3で御用意しておりますので、後ほどこの点については御説明させていただきます。

以上、6-1の説明でございました。

○長田参事官 続きまして、6-2、基本指針の中、先ほど黒田から御説明いたしましたとおり、子ども・子育て支援の意義を記載することになっております。その関係の資料でございます。

1 ページ、2 ページに、考えられる主な記載内容と書いています。実は3 ページ以降に参考資料というものもお付けしております、これまで子どもに関する理念などについて、法律で示されている内容でございますとか、中央教育審議会、社会保障審議会等の答申などで、この意義の内容を考えるに当たって参考となると思われるものを参考という形でお付けしております。

1～2 ページ、幾つか記載内容を書かせていただいておりますが、これは全く白地にオリジナルで書いたものではございませんで、今ほど申し上げましたような、既にある内容というものをピックアップする形で、おおよそこんなあたりのところをベースに記載内容を少し膨らませていくのではないかとということで、とりあえずの取っかかりのたたき台ということでお示したものでございます。

一番上から、「子ども・子育てを巡る環境」を書いてございますけれども、当然、子育て支援の必要性というものが昨今強く叫ばれているわけでございますが、その状況認識といったものをまずはしっかりと押さえていく必要があるのだらうと思ってございまして、そのあたりのこともエッセンスみたいなことを書かせていただいております。

その上で、当然、先ほども子どもの最善の利益を保障する、あるいは目指すというお話が出ておりますけれども、この仕組みの根っことなる子どもの最善の利益を実現するというようなことを初めとして、子どもの育ちをどういった形で目指していくのかということを押さえていくということかなと思っております。

その次に、「子育てに関する理念」ということで、子育て支援をするということの意味合いをしっかりと確認していくという点が必要だらうということでございます。まずもって乳幼児期の重要性というのはいろんなところで指摘されているわけございまして、そういったことをまず押さえた上で、家庭の意義、役割あるいはそれを踏まえた上で子育て支援をしていくということの意味の共通理解をつくっていくということではないかと思っております。

特に子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性という部分におきましては、要は単に子育て支援というものが親の肩代わりということではなくて、言ってみれば親が親として育っていくということをしっかりサポートしていく、それを通じて、そのことが究極には子どもとの向き合い方といいますか、子どもの育ちによってもよりよいものになっていくというような視点から子育て支援というものの意義を理解してはどうかというような観点から記載しております。

また、集団での育ちの重要性ということで、特にこの仕組みの中でも低年齢児の保育のあり方あるいは年長児の保育のあり方のベースとして、集団での育ちということを中心に押さえていく必要があるのではないかとということで書かせていただいております。

家庭・地域の連携のことですとか、関係者の責務、役割ということで、社会全体で支えていくということでもありますとか、一方で、働き方の観点からもこの問題は考えていく必要があるのだらうということで、ワーク・ライフ・バランスの推進といったようなことなどに触れていくのではないかとということで、とりあえずの議論の出発点ということで御用意させてい

ただきました。

○黒田少子化対策企画室長 続きまして、資料6-3をお開き願います。こちらが先ほど資料6-1でご覧いただきました基本指針のスケルトンについて、それぞれ法律の構成から想定される項目立て、その中で記載されると思われる事項のみピックアップした箇条書きの資料の体裁になっております。また、その中で指針を考えていく上で、あるいは自治体の皆様にお知らせしていく上で、特にこの会議の委員の先生方に御意見をいただきながら詰めていくべきだと少なくとも私どもが思いました点を論点という形で挙げさせていただいておりますので、これから御説明させていただきます。

1 ページ、この資料全体としては、第一、第二というようなタイトル、漢数字の題が入っている項目が一番大きな項目、その下に1、2、3という項目という構成になっておりまして、この指針の第一に先ほど6-2でご覧いただきました子ども・子育て支援の意義に関する事項が冒頭に書かれ、それがこの仕組みを通底するものとして位置づけられるというのが基本指針のつくり方のイメージでございます。これはやがて完成するときには文章化をされ、内閣総理大臣告示という形でお示しする予定ですので、まずは構成をご覧いただいているということでございます。

次の第二でございますけれども、幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項とございます。以下、一、二とありますけれども、こういったところでどういう内容を記載しようかという点について、とりあえず当方でたたき台として御用意いただいたものが点線で囲ってあるところがございます。子ども・子育て支援の意義を踏まえて実施するということ、市町村が真ん中の仕組みだということ、その上で広域性、専門性を有する都道府県に対する期待というものも大変大きいこと、国はそういった市町村、道府県の取り組みを連携しながら支援していくということ、こういったことを書くのだろうと思っております。

2 ページ目の二というところにありますが、この中では関係者の連携・共同ということも要請されるのだろうと思っております。特にこの仕組みができますと、子ども・子育て支援法といういろいろな財政支援の仕組みを大きくりにする新しい法律ができてまいります。この新しい法律を国では内閣府が所管をするということになっておりますが、これを都道府県で、市町村でどんな形で持っていただくのか。これが現場の先生方がこちらにもあちらにも行かなければいけないような形になるということは、恐らくそれを望む方が少ないと思いますので、体制はできるだけ寄せた形をお願いしたいということを書くのではないか。あるいは国と自治体、自治体同士、自治体と事業者の方々、施設の方々との連携、保幼小連携、0～2・3～5の連携、こういったことも書くのかなということで点線の中に書かせていただいております。

以後、時間の関係上端折った説明になりますけれども、とりあえず点線の中に書かれている事項は、私どものほうでこれまでの累次の仕組み、国の指針等で記載されている中身からこの仕組みにふさわしいかなということで、とりあえず御用意させていただいているもので

ございます。過不足等多々あると思います。どうぞ御遠慮なく御指摘をいただいた上で、そういった先生方の御意見をいただきながらこの部分は加え、不適切な表現があれば修正をしようという形で、夏までの間に進めていきたいということでございます。

その上で4ページ、この資料で論点と書いておりますのは、当方としてこの指針をつくる上でぜひ先生方に御議論、御意見をいただきながら考えていきたいと思っている点を論点という形で、ページの色をつけて御用意しております。

論点1で、幼児期の学校教育・保育について、量の見込みの立て方について幾つか論点がございます。

1-1というところで、0-2歳の子どもの保育利用率について、国が数値目標を設定するかどうかというタイトルで置かせていただいております。先ほど資料7で待機児童解消加速化プランのお話もございました。このお話が重要なテーマだということでございます。

その上で、これを強力に推進していく上で、国として一律の数値目標を設定し、それを自治体の計画に書いていただくというアプローチがあるのではないかという議論はございます。こういった点をどう考えるのかということ以案を2つ御用意しております。

まず、国としてこれでいくのだというような値を設定して、それを盛り込んでくれと求めるというのが案1でございます。特に0-2歳が待機児童の中心だといいますと、そういう考え方もあり得るのかなという感じがいたします。

一方で、4ページの下にありますように保育利用率というものについては地域差がかなりございます。こういった点をどう考えるのかという点が論点であろうと思ひまして、5ページの参考をご覧くださいと思ひますが、これは純粋な意味での保育利用率ではありません。かなり簡便なやり方でございますが、0-2歳の認可保育所の入所人員を分子に置きまして、分母に0-2歳の人口を置いたという簡便なやり方で、とりあえず政令市20市を比べてみたものでございます。これをご覧くださいますと、0-2歳の保育所利用率という簡便なものですけれども、かなりの政令市間での差がございます。15%を下回る自治体もあれば4割近い自治体もあるということでございます。

この裏側にはさまざまな違い、地域の資源の違い、家族形態の違い、住宅事情の違い、同居率の違い等々さまざまございますので、どれが正しく、どれが正解だということではございませんが、少なくとも違いがかなりあるということが伺える資料でございます。そうだといたしますと、こういう現状があったという前提で考えたときに、その一律な値を国がぽんと入れてこれでいいかという形のアプローチをすることがどうなのかという点が論点でございます。

もう一つ以案が案2でございます。国で決め切りにしない案でございますが、国としては一定の考え方を示すというものでございます。現在の利用状況をきちんと把握していただき、それに将来の利用希望とか、例えばそういうことでありましようが、考え方を示すのが、率は決め切りにしない。決めるのは最終的には実施主体である市町村という考え方でどうかというのが2番でございます。

いずれのやり方にも長短あると思いますけれども、こういった点もぜひ先生方の御意見を頂戴したいと思っております。

また、次の1-2の利用希望の把握方法は別の資料がございますので、次の資料で御説明を申し上げます。

論点2、幼児期の学校教育・保育の量の見込みの設定単位のお話でございます。先ほど概要資料で御説明いただきましたように、法律上は3～5歳までの幼児期の学校教育のみの方、3～5歳の保育の必要性のある方、0～2歳の保育の必要性のある方というのが法律上の便宜的な区分でございますが、もう少し細かく、例えば1歳刻みで設定するのかどうかといった点が論点としてございまして、それが2-1でございます。

次の2-2は、保育認定の仕組みを入れる前提にしていますが、長時間、短時間という区分を入れるという案でございます。細かく設定すれば精密な計画になりますが、そこまで精緻に見込むことが可能なかどうかという話も出てまいります。一長一短ございますけれども、こういった点についても御議論を頂戴したいと思っております。

また、飛びまして8ページ、論点3、需給ギャップの解消年次のお話でございます。これは典型的には待機児童問題ということで言われる部分でもございますし、市町村事業の中にも例えば放課後児童クラブのように、一部の市町村では待機児童があるという事業もございます。こういった点についても案ですが、メインは0～2歳を中心にした待機児童。今、待っている方もいらっしゃるということでございます。

この点につきましては、この計画は27年からの5カ年計画というイメージですので、その釣り合いがとれるということが制度上の要請でございますが、さらに先ほど資料7でご覧いただいたような待機児童解消加速化プラン、特に27年度からのスタートの制度でありますけれども、そのちょっと前から手上げで乗っていただけるような支援のパッケージを国として御用意するということと考える合わせていただいたときに、もう少し前から始めて、もう少し前に終わるようなというようなアプローチが考え得るのかどうか、そういった点を基本指針にどういうふうに書いていくのかという点が論点3でございます。

続きまして、13ページ、論点4でございます。法律上は産休、育休後における特定教育保育施設等の円滑な利用の確保と法定されている事項に対応する論点でございます。育児休業の関係につきましては、本当は1歳までとってから保育所にお子さんを預けて働きたいという御希望を多くの方がお持ちなのにもかかわらず、さまざまな事情でその希望がかなわないという実情でございます。この部分については、法律上も先ほど申し上げたような柱立てが立っておりますし、これを1歳の部分の基盤整備にある程度アクセントをつけていくということが仮にできますれば、そういった希望がかないやすくなるという面もあろうかと思っております。ですので、この点についても基本指針の中に一定書いておくというやり方がございます。その位置づけをどうするのか、具体的に指針に落としていく際にどのような表現で書くことが適当なのかという点につきまして、ぜひ先生方の御意見を頂戴したいと思っております。

14ページ、論点5、都道府県計画の区域設定でございます。これは先ほどご覧いただきま

したように、都道府県計画が認可する際によすがになるわけですが、実際上は幼稚園、保育所、認定こども園、これらの利用の範囲がそれぞれで少しずつ異なっております。特に保育所は今の仕組みでいきますと市町村単位の利用が原則でして、広域業務も一部行われておりますけれども、そのエリアというのが一定の範囲に収まっているケースが多くございます。

一方で、幼稚園につきましては、幼稚園の園バスが走っております関係もございまして、保育よりも広い圏域で使われるケースが多いと承知しております。そうしましたときに、この計画を策定いただくときに、エリア設定をそういった点を込み込みで幼児期の学校教育・保育、共通のエリアとして設定するのか、それとも幼児期の学校教育は少し広めのエリア、残りは少し狭い、今の保育ベースのエリアと分けて設定いただくということもあるような気がしてございまして、この部分は先生方、特に自治体の方々の御意見もお聞きしながら、国としてどんな方針をお示しするのかということを考えていきたいと思っております。

18ページ、論点6でございまして、需給調整の関係です。込み入った論点ですので次回御議論をと思っております、詳細はここに書いてございませぬが、論点としまして、その前の17ページ、論点6-1、6-2と記載してございまして、先ほど概要資料6-1でご覧いただきましたように、都道府県計画ベースで需要が供給を越えているか、供給が需要を越えているかで新規認可の申請があったときの判断をしていきたいと思いますということになってございまして、それが大前提ですが、6-1にありますのは、認可施設の整備は複数年かかりますので、その整備途中で別の方が入ってきたいという話があったときにそれを是とした場合に、認可施設の整備というものが途中で要らなくなるという状態が起こり得る。これをどう考えるのかという点が6-1でございまして。

また、6-2は、認定こども園への移行の要請をどう考えるのか。需要に対応する供給は大体足りております、認定こども園になりたいという施設があります、どうしようという論点であります。この点については、さまざま細かくケース分けをした上で御議論いただく必要があろうかと思っておりますので、次回当方で詳細な資料を御用意いただきますので、次回御議論いただきたいと思いますと思っております。

また、論点7、20ページでございまして、保育士等の確保、先ほど人材確保は都道府県計画ですと申し上げましたが、こういった点についてもぜひ書いてほしいというお話もございまして、こういった点を都道府県計画でどう位置づけていくのかという点が論点でございまして。

21ページ、論点8、広域調整でございまして。都道府県の広域調整は、先ほど6-1の概要資料のほうで申し上げましたけれども、具体的にどのような場面で広域調整が行われ得るのかという点について少し明示合わせをしていく必要があるのだろうと思っております。詳細な説明は資料をご覧くださいことでかえたいと思っておりますけれども、26ページ以降にケース分けをした資料を用意しておりますので、後ほど御確認いただければと思っております。

23ページ、PDCAの関係でございまして。この計画は5か年計画です。事前に調べものもしてつくっていただきますということなわけですので、5年計画でそれぞれ幼児期の学校教育・

保育、地域子育て支援ごとにつくるわけですが、どうしても計画を実施、スタートした後で実態とのずれが生じてくる可能性がございます。このずれというのが実際保育認定という仕組みを入れる都合上、保育認定を受けた人の数と量の見込みの数の差という形で出てまいります。このずれが出てまいりまして実績が出てまいりますと、最初につくった計画がそのまま推移して、大体予定ラインで推移しているのか、少しずれているのかということが見える化されることとございます。

その結果として点検いただいて、予定どおりだから変える必要がないというケースは当然ございますし、これはもう少し直したほうがいいかなという話が出てくることもございますので、そのあたりをご覧いただいた上で必要があれば計画を見直していただき、5年計画をつくるわけですけれども、それにPDCAを回す道具として保育認定を使うということではいかかということとここに書かせていただいているものでございます。

以上が6-3でございます。

続きまして、6-4、利用希望の把握についてという資料でございます。

1ページ、この利用希望の把握につきましては、制度上の位置づけがどうなっているのかということに記載してございます。

6-1の資料と重なりますが、この計画は5年計画、27からですと27、28、29、30、31までの計画、将来に向けた計画でございます。これについて量の見込み、需要と確保の内容、供給、新しくつくるなら実施時期を書いていただくという体裁になっています。将来の量の見込みに関する計画でありますので、現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定していくということになるかと思えます。このためには、住民の方々への利用希望の調査ということが出てまいります。

子ども・子育て支援法の条文を2ページに添えておりますけれども、この支援法の中では子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成するということが法定されておりますし、子ども及びその保護者の置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するように努めるものとするということが法定されております。これらの条項は、現行の次世代法の計画に比べて住民の意向等々に関する条文が整備されているということとございますので、こういった要請は制度的にはあるということになるかと思えます。

その上で3ページ、考え方でございます。利用希望は誰が把握するのかという点でございますが、これは新制度の実施主体である市町村と考えております。この仕組みの最終的な責任は市町村にございますので、その計画の前提となる利用希望の把握も市町村にさせていただく。ですので、具体的な内容も最終的な決定権者は市町村にあると考えております。

その上で、国はまず利用希望の把握方法についてひな形をお示ししようということとございます。計画の量の見込みについては現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定することを指針に書いて、そういうことを把握ということとどうかということとございます。

その下にありますが、利用希望の具体的な把握方法でございます。新制度は幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援の3本柱でございますが、0～5歳までの就学前のものが大宗でございますので、そういうことで考えますと、利用希望の把握のメインは0～5歳の方々だと考えております。その上で放課後児童クラブが小学生対象ですので、この把握の方法をプラスアルファで検討したいと思っております。

把握の方法は、対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査、抽出調査が基本だと考えております。また、把握の仕方ですけれども、スケルトンとしては、幼児期の学校教育・保育は定期的な利用、地域の子育て支援はその都度利用が主でございますので、大きくその2グループでくくって把握するということではいかがかということでここに書かせていただいておりますし、5ページ、その区分に応じて、現在の利用状況と今後の利用希望を把握するというのでいかがかということでございます。

把握しますと、今のままでよいという方もいらっしゃるでしょうし、今使っている事業の利用増やしたい、減らしたいという方もいらっしゃるでしょうし、今は使っていないけれども、今後は利用したいという方もいらっしゃると思いますので、その部分を把握することかなと思っておりますし、あわせて育児休業のくだりについては別途把握して、この仕組みがあればどうかという話をあわせてお聞きするというのでどうかということでございます。

3) にありますが、保育の利用希望を把握するためには、将来の就労の希望ということはどうしても聞かざるを得ないということでございます。この部分については、ただ就労希望というものが必ずしもかなうわけではないというお話が常にございますので、この把握の仕方にはかなりデリケートな配慮が必要だろうと思っておりますので、就労希望があるなしということよりは、いつごろからなのか、就労希望にもグラデーションがございます。すぐなのか、あるいはお子さんが一定年齢に達したときなのか等々ございますので、そういった複数の選択肢をつけて、今後の就労の希望の内容について詳しくお聞きした上でこの部分を計画に反映していくということがあろうかと思っております。

6ページ、7ページは、これまでのさまざま調査物について寄せられた御意見でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、7ページの下の方に○をつけてありますが、自治体の皆様から、この調査の仕方について意見交換をする際によく寄せられる御意見は、相当細かい調査項目をつくってきめ細かく調査をしたいという御希望をされる自治体もおありですし、かなり項目を絞り込んで、そのかわり回収率を上げてできるだけ把握したいというところにウェイトを置きたいという自治体もおありです。トレードオフの関係にあるという面もありますので、これからのひな形の議論に当たっては、ひな形をどうつくるかという話もそうですが、必須、任意というような区分けをすとか、必要に応じて追加できるとか、そういうことも含めての御議論のかなと思っております。

今後の議論の進め方ですけれども、まず調査の表のたたき台は当方で御用意いたしました

ので、それを別添に添えております。ただ、これは私どももまだ案という段階に達していないと思っております。これについて委員の先生方、特に実施主体たる市町村の皆様のお意見をいただき、そのいただいた御意見を次回の会議にお持ちいたしますので、それを踏まえてこのような形でいかかということで再度御相談をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

多岐にわたる資料で十分まだ頭におさまらないかもしれませんが、きょう、残りの時間、予定は3時半までとなっております。1時間ございますけれども、最後に少し御説明を事務局からいただくこともありますので50分ほどでございます。

お願いでございますけれども、きょう、委員の皆様が二十数名おられます。1人3分とするとそれだけで既に1時間を超えるわけでありますので、手短かにというのが1つです。

もう一つは、きょう、これで何か決めるということではなくて、質問、議論は次回に続きますので、残った部分は当然ながら次回で再び議論をいたします。また、きょう、事務側からの資料提供が整っていない部分が最後のほうに幾つかございましたけれども、これも当然次回にいろいろ御説明いただけるわけであります。さらに途中でも申し上げましたけれども、この本会議だけでは十分に詳細な意見等が出しにくい場合も多いと思っておりますので、そういうことにつきましては、ぜひ事務局に随時いろいろな形で御意見あるいは御質問をお寄せいただくという形で、事務局側で整理していただきたいと思っております。

もう一つは、スケジュール等を合わせていろいろ説明していただきましたけれども、特に議論として本年度夏までに優先されるべきところというのが基本指針ということになるわけですが、とりわけ、お手元の資料6-3「基本指針の主な記載事項（計画作成指針関係）」という部分でございますけれども、その中に既に論点と検討の視点ということで論点1から幾つか示されてございます。議論の中心としてはぜひこのあたりをお願いしたいです。論点の最後の部分はまだ資料が整いませんので、そのときに前半を中心にとということでよろしく願います。

また、もっと単純な意味での質問ももちろんたくさんあろうと思っておりますので、あと50分の中でとりあえず質問、また御意見をお出しいただきたいと思っております。できる限り全員の方に発言をと思っておりますので、まず挙手をしてください。

では、秋田委員から順番に願います。まず、秋田委員、お願いいたします。

○秋田委員 細かな点は次回以降に紙を出したいと思っておりますので、まず基本指針の第一と考えられる主な記載内容という資料6-2の意義の部分は、今日御議論が必要なところだと思いますので、その部分について意見を出させていただきたいと思っております。

主な記載内容というところで、子ども・子育てを巡る環境というところが出てございます。先ほどから子育て支援ということが言われておりますけれども、この会議、その前の会議も子ども・子育てと「子ども」がついているところを考えますと、巡る環境というところでもこれまで議論してきましたように、未来への投資として将来の我が国の担い手を育てていく

ための検討であることを最初の理念として、やはり環境のところと育ちの理念のところできちんと書き込んでいただきたいというのが1点でございます。

記載内容のところの2点目でございますけれども、その下のところで施設における集団での学び、育ちの支援の意義及び役割並びに専門性、重要性ということがございます。今後保育士の不足に対する量的な拡大や研修の議論というのも出ておりますし、県の広域における専門性の議論も出ております。しかし、この項目を見ますと全く専門性、重要性に関する記載はなく、専門家ではなくて集団での学び、育ちしか書かれてございません。やはり集団の保育・教育において子どもの健やかな育ちのためにはいかに専門家が重要であるかという質の向上という、先ほど橋本課長からも、決して認可保育所の質を下げるのではなく上げていく方向を考えていくというお話と同様に、ここにも専門性、重要性の意義をきちっと書き込んでいただきたいと考えております。

ただ、3点目、このところだけ今日は御意見を申し上げますが、子育てに関する意義のところと乳幼児期の重要性が書いてあるのですが、乳幼児期の重要性や教育の重要性という言葉と幼児期の教育というところが同じ項目の中で統一されずに使われております。私は幼児期だけではなく乳幼児期の養護と教育の両面がずっと重要であると思っていますので、この辺の用語の統一ということと、3歳以上の学校教育における幼児期の教育の重要性ということと、乳幼児の教育並びに発達の重要性をきちんと書き分けていただく。それが今後なぜその需要のニーズを分けたり、考えていくのに大事かという最初の部分になると思いますので、それをお願いしたいと思います。

きっと3分になってしまったのではないかと思います。すみません、以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。今日は一々お答えいただかないで、委員の方々にできるだけ御発言いただきます。

次、荒木委員、それで尾崎委員、お願いします。

○荒木委員 今、秋田先生おっしゃっていたように、やはり資料6-2の意義ということが大事だと思っています。今までの話し合いの中でも「子ども・子育て」といって「子ども」を一番にもってくるという考え方で来ていたと思います。冒頭の森大臣の話のように、子どもの最善の利益をしっかりと打ち出して欲しいと思います。

私ども国公立幼稚園といたしましては、集団教育、学校教育としての幼児教育の立場ということで3歳以上の部分と、新たな幼保連携型認定こども園では、秋田先生おっしゃっていたようなこと、そこは量ばかりではなく、質の部分のしっかりと書き込んでいただきたいと思います。

あわせて、今後の話し合いの中で、もっと具体的にと言ったときには特別な支援を必要とするお子さんのことなども論点に入ってくるのではないかと提示していきたいと思っています。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

次、尾崎委員、よろしいでしょうか。

○尾崎委員 この制度設計の段階から、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチーム長として参画させていただいてまいりました。子ども・子育て支援法、そしてそれに伴う新しい制度でありますけれども、本当に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を目指すということの意義とともに、もう一つ、多様な地域の実情に応じた子育て支援制度を創設したということ。この2点、非常に我々としても意義深いことではないかと思わせていただいております。

そういう中で、今後の議論の方向性としてまず、ぜひ必ずしも全ての基準を全国的な標準に統一するのではなくて一定の幅を持たせるということ、そういうことも必要な場合もあるということをご念頭に置いていただければと思っております。自治体を取り巻く環境はさまざまでありまして、実態も非常に多様であります。そういう点を勘案していただきまして、多様な地域の実情に応じた子育て支援制度をそもそもこのシステムの中で創設いただいておりますわけでありまして、今後の詳細な基準づくりに当たりまして、ぜひその点を勘案していただきたいと思っております。

基本指針の案についてでありますけれども、我々都道府県としても広域調整はしっかりとした役割を果たしていかなければならないという認識でありまして、今後全ての子どもたちに必要な支援が行き届く事業支援計画の策定に向けまして、議論を積極的に重ねさせていただきたいと思っております。

なお、総理が打ち出されました待機児童解消加速化プランについて我々といたしましても賛成であります。地域課題の速やかな解決に向けての取り組みをぜひ進めさせていただきたいと考えております。

最後です。余談の話ですが、我々は今、全国知事会の中で子育て世代にあります10県の知事で子育て同盟というのを結成いたしました。知事会といたしましても、次世代を担う子どもたちの育成に向けて一生懸命、今後努力を重ねていきたいと考えておるところでございます。

御紹介であります。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、清原委員、そして駒崎委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

全国市長会から推薦されて出席させていただいておりますが、基本制度ワーキングチームで尾崎知事、渡邊町長と御一緒に、自治体の立場から発言させていただいたことが反映されて新しい法律が成立したことを受けての子ども・子育て会議の一員となりましたこと、責任の重さを痛感しています。

今日の御説明を踏まえて、簡潔に5点申し上げます。

1点目、今回、現在、基礎自治体である市町村は、次世代育成支援行動計画の後期計画のプロセスにあります。したがって、現行の計画と新しい計画への適切な移行が行われる

ように早めにこのようなテーマを子ども・子育て会議で設定するとともに、会長が言われたように、テンポを持って迅速にタイムリーにしていくという方向性が示されたことは、現場の者として重要だと思っています。できる限り協力していきたいと思っています。

2点目です。既に多くの委員の方がおっしゃいましたが、資料6-3に沿って幾つか申し上げますが、第一の「子ども・子育て支援の意義」に関する事項には、やはり「質」という言葉をしっかりと繰り返し入れていただくことが必要だと思っています。森大臣も「質・量ともに充実した」という言葉をおっしゃったと思いますし、「子どもが最善の利益を得るように」とおっしゃってくださいました。したがって、どうしても計画は「量」という部分が目立ちますので、私たちが目指しているのは「質の充実」であり、「それを実現するための量の拡充」であるということを確認に言っていただければと思います。

次に、3点目です。資料6-3の2ページ目の二なのですが、「子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・共同」の「共同」がともに同じとあります。基礎自治体であります市町村は「協働」を一般的に使うことが増えています。多くの担い手が連携して、パートナーとして、子どもに最善の利益がある学校教育・保育をしていくという意味では、「協働」という言葉を使っていただければありがたいです。

急ぎ足で恐縮ですが4点目です。13ページの論点4で、「1歳到達時から施設・事業を利用できる環境づくり」についてどう考えるか。これは安倍総理が3歳までの育児休業について問題提起されたことから、これから産業界でありますとか労働組合の皆様とも御議論が深まっていくと思うのですが、少なくとも今の育児休業をとれない方もいらっしゃるということから、このような問題提起を受けて三鷹市では、0歳児の定数を1~2歳児に一部振り分け拡充するなどの取り組みもしております。これがニーズに適合的な面もございます。そんな現場のことも踏まえてさらなる御検討をしていただければと思います。

最後に5点目、23ページに「計画の見直し」についてとあります。これから計画をつくるのに、計画の見直しについて触れるのは急ぎ過ぎかもしれませんが、先ほど黒田さんも御説明いただきましたが、やはり「PDCA」を意識して、私たちは完璧なものを最初からつくるのではなく、実情に応じ、尾崎知事もおっしゃいましたが、地域の現場の動向に応じて適切な修正もしていく含みを持った柔軟な計画にしていくことも重要であると思います。

したがって、PDCAサイクルを確保するための「地方版子ども・子育て会議」も含めて、都道府県、市町村との連携がさらに重要になってくると思います。保育士、教員の質の確保も含めて、都道府県の皆様、よろしくお願いします。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長であり、NPOフローレンス代表理事の駒崎です。

主に2点あります。

1つ目は、基本指針の中にマイノリティーの子どもたちについての表記をぜひ入れ込んで

いただきたいと思います。基本指針案の中には、全ての子どもたちの健やかな育ちをと書いてあるにもかかわらず、子ども・子育て関連3法の中には障害児という言葉はほとんど入っておりません。ですので、全ての子どもといった場合においては健常児のみならず障害を持った子どもたち、またそのボーダーラインあるいは慢性疾患の子どもたち、入院しています子どもたちをも制度からこぼれ落とさないような指針理念というものをきちんと明記することが必要なのではないのでしょうか。そして、マイノリティーの中には、そうしたハンディキャップ以外にも、子どもの貧困等の社会的な障害とも言うべきものがあります。子ども・子育てを巡る環境のところにさまざまなことが羅列してありますが、同時に貧困というものが忍び寄っていて、今、7人に1人の子どもたちが想定貧困ライン以下の生活をしているということをきちんと私たちは見据え、彼らに対しても同様のセーフティネット、質の高いセーフティネットを用意するという理念をはっきりと打ち出そう、この意義のセクションに入れ込んでいくと言っていたいただきたいと思います。

2点目です。これは非常にテクニカルな細かいことですが、調査票において6ページです。今後のニーズを把握するという非常に重要なポイントが書かれています。ここに、現在利用している、いないにかかわらず、利用したいと考える事業というものの中小規模保育というものの記述がございません。これは恐らく現状ないから抜けてしまったと思うのですが、これでは全ての保育サービスを網羅しているとは言いがたいですので、テクニカルな話ですが御修正いただけたらと思います。

以上2点、ぜひよろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、小室委員、どうぞ。

○小室委員 株式会社ワーク・ライフバランスの小室と申します。よろしく願いいたします。

私は、この4月に下の子がやっと認定こども園に入ることができてという形なので3回役所にも通いましたので、待機児童の問題に関しては今後積極的に発言させていただければと思います。きょうはワーク・ライフ・バランスの観点で資料6-2の2ページの一番下のところを注目いたしまして、このワーク・ライフ・バランスの推進が必要であるということが入っているのは大変重要な論点を入れていただいております。

ここに社会のあらゆる分野における構成員がという形で書いていただいておりますが、ぜひ基本指針の中で、企業のかかわりについてかなりしっかりと書き込んでいただきたいと思っています。親として延長保育をしたくてしている親はいないと思うのです。やはり早く帰って、延長保育なくしてちゃんとお迎えに行きたいと思っていますが、企業の長時間労働というものは保育園側の負担も非常に大きいですし、親のほうも非常に罪悪感が大きいというところがありますので、企業がいかにかかわっていくかというようなどころを入れていただき、地方自治体の事業支援計画においても、いかにその地域の企業に働きかけをするのかというようなどが書き込まれる形にさせていただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 読売新聞の榊原といいます。

2点です。

資料6-2の1ページ目と2ページ目に関してです。一番上の○のところ、子ども・子育てを巡る環境について、ここはどういうふうに環境が変わったのかと認識しているかという点がどういう支援が必要かというところの前提になるので、とても大事なところだと思っています。そこについて、子育てがこれほど今の日本で難しくなったのは、親たちが変わった以上に社会や経済の環境が変わったという認識が必要だと思っていますので、例えばグローバル経済、競争の中で雇用の不安定化、長時間労働などが進みといったような表現を入れていただきたい。その上で、家族の形が変化したこと、就労環境が変化したこと、地域の養育力が低下したこと、そういったような記述を加えていただきたいと思います。

また、子育ての孤立感、不安感、負担感とあるのですけれども、私は「感」というのは要らないのではないかと考えています。孤立していますし、不安も高まっていますし、負担も非常に大きい。その中で子どもの貧困も起きているということをぜひ加えていただけたらと思っています。

もう一点が、下のページの一番上の黒ポツ、家庭の意義及び役割のところに関連してです。こういうふうな認識というのは広く社会でも共有されているところだと思うので、この記述について私は別に何も異論はないのですけれども、家庭の役割だけではなくて社会のほうの役割や責任をどう考えるのかという言及も必要だろうと思っています。例えばこの段落でも別の段落を立ててもいいのですけれども、こういった記述の後に、こうした考え方と同時に家庭が養育力を十全に発揮できない場合においては、社会が全ての子どもの健やかな育ちを保障していくといった、社会の側の責任をきちっと書いておくということも必要だろうと思っています。

○無藤会長 ありがとうございます。

坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

3点お願いいたします。意見を言うだけです。

まず、子ども・子育て支援の意義に関する事項の中で、今、2ページに書かれております家庭の意義及び役割、そして支援の重要性という流れで書かれています。このことについて基本的な見解として、家庭が第一義であって、その後に子育てや親育ちの支援の重要性をするということと同時に、今、家庭と多くの園がきちんと連携をとっていくという方式というものを組み込んでいかないといけないのではないかと思いますので、こういうことについても記載していただければありがたいと思います。

2点目は、これからの話し合いの中になるのだと思いますけれども、いわゆる地域の調整

における需給調整原則認可という考え方の中で、現実的に認定こども園の手挙げ方式ということが来年の春にあるわけです。そういうこととの関連性、つまるところは、地方のいろいろな形での計画をつくっていく中での手挙げ方式をどういうふうに考えていくのか、一切認めないのか、例えばそういうことを積極的に取り組んでいこうとするのか、そういうことも含めてある程度の観点は決めておくべきではないだろうか。

3点目には、今回の認定こども園、新しい形になるわけでございますので、ここで話し合われることではないと思いますけれども、いわゆる教育要領、保育指針にかかわるものについては1年前告知だと思いますので、それらのことについても何らかの形で報告をいただければありがたいと思います。

以上3点です。

○無藤会長 最後のものは、幼保連携型認定こども園保育要領についてはつくる方向というのが文科省、厚労省でそれぞれ出ておりますので、いずれ設置されるのだろうと理解しております。

それでは、次、佐藤博樹委員、どうぞ。

○佐藤（博）委員 東京大学の佐藤です。

専門は人事管理で、ワーク・ライフ・バランス支援とか女性の活躍推進を研究しています。3つぐらいあります。

1つは、ここで議論することは平成27年度からということなのですが、私はその前がすごく大事なので、今日出していただいた待機児童解消加速化プラン、これはぜひこのとおりやっていただいて、それにここで議論するのがつながるということで大事だと考えています。この2年間については、もちろん質というのも大事ですが、限られた予算の中で質を高めて量を拡大できないのではどうしようもないので、質を下げろとは言いませんが、量の拡大を重視してやっていただければと思います。

2点目は、働き方とのリンケージで言うと、記載事項（資料6-3）の中の13ページのところで、育児休業なり短時間勤務との連携ですが、先ほど三鷹市長がお話になりましたように、保育園に1歳から入れないために育児休業を早く切り上げることがありますので、リンケージがすごく大事だと思います。休業しても、いつ復帰できるかどうかわからないということでは企業は人員計画が立てられません。育児休業を1歳までとれば確実に1歳から預けられる仕組みをぜひ実現していただければと思います。そうして安心して育児休業をとって、1歳まではカップルで育てることがすごく大事なことだと思います。

それとのかかわりで言うと、ニーズ調査もどうも育児休業だけで短時間勤務をとっている人が入っていない。あとは調査するのは子どもが生まれた人からなのです。私はもう少し前の、例えば母子手帳を渡した人ぐらいから、この後、育児休業をとるのか、どうするのかということも含めて、子どもがいる人を調査するというのはもう少し前。例えば母子手帳をもらって産前休業に入るような人たちのニーズを押さえて、きちっとその人たちが確実にいるんな制度を使えば、どうしたいかというニーズを把握することが本当のニーズ調査になる

と思います。そういう意味でも子育てと働き方のリンケージということもぜひ重視していただければと思います。

○無藤会長 具体的にありがとうございました。

では、菅家委員、どうぞ。

○菅家委員 連合の菅家です。よろしくお願いいたします。

佐藤会長代理が、今、量の確保の重要性をおっしゃったのですけれども、違った観点から申し上げたいと思います。本日、基本指針にかかわって事務局で準備していただいた資料では、やはり量の見込み、確保の内容、実施時期、この3つが中心的なテーマとして設定されていると思ったのですけれども、確かに待機児童問題を初め、とりわけ都市部において量の確保を図っていくということは極めて重要な課題であることは私もよくわかっております。しかし、その上で、この間、子ども・子育て新システムで議論してきたことは単に量の確保だけではなくて、例えば新たな幼保連携型認定こども園が今回制度上創設されるになりましたけれども、そういった新しいシステムをどういうふうにつくっていくのかといったことも重要なテーマとしてあったわけです。そういった質にかかわるインセンティブも基本指針の中できちんとうたっていくことが極めて重要だろうと考えております。

ほかの例で申し上げましても、例えば先ほどどなたかおっしゃっていましたがけれども、特別な支援が必要な子どもは優先利用の対象としなければならないということが法律に書いてあるのでありまして、そのことを一体この基本指針の中でどういうふうに担保するのかということも重要なテーマだろうと思うわけでありまして。

さらに申し上げますと、子ども・子育て支援法には、今回提起されている新しい事業も含めてニーズを把握しなければならないということが書いてあります。ところが、調査票のイメージ（たたき台）を見ますと、現状どういうふうな事業を利用していますかといったところでとどまっているわけです。それでは支援法の言っている事業の量の意向を把握することにはならないわけですし、そういった新しい事業を利用したいという意向をどういうふうに把握していくのかについて、本日提示された資料では見てとることができないと思います。

あと、これは私どもの立場として繰り返し繰り返し言わなければならないと思っているわけでありましてけれども、中央における基本指針をベースに、それぞれの自治体において事業計画をつくるということになっているわけでありまして、ただ、地方版子ども・子育て会議については、任意の設定と法律上なっています。しかし、こういった会議体は極めて重要であるということは皆さん全員が理解する話でありますので、関係者・当事者も含めた納得を得るためにも子ども・子育て会議を設置して議論するという点についても基本指針の中でうたっていただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤（秀）委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず、資料6-2のところの子ども・子育て支援の意義に関する事項について、これはいろんなところでも必ず第一義的には家庭に養育の責任があるとあるのですが、ここを余り強く押し出しすぎないようなのが今回の子ども・子育て支援にとっては大切なことなのだと思います。例えば子育てに関する理念の黒ポツの一番下のところにいくと、家庭・地域・施設等の連携の重要性等が書かれていますが、連携するためには共通の目的がなければいけないと思うのです。その共通の目的が多分基本指針だと思うのです。その基本指針の中で、単純に言えばどの子どもも健やかに育つというのをどこか家庭や地域や施設が連携していくという共通の目的に置いていただけないのかなということ。

それを具体的に地域に展開していくに当たっては、恐らく地域の実情、国は大枠を決めていても、地域によっては例えば先ほど年齢別の保育目標を定めたほうがいいのかどうかとありましたが、それは地域の実情を鑑みて設定を行っていかなければいけないのではないかと思います。

具体的には、例えばこれから保育の必要性の認定というのもこの基本指針の中でも話されていくと思いますが、資料の中では、新制度では保育の必要性の認定は保育の就労が主たる要件と書かれていますが、もう一方では、子ども自身の視点、保育を受ける子ども自身の要件も十分鑑みて保育の必要性の認定というのは進めていくべきような気がします。

以上、そんなところでは。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員、お願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟から参りました橘原と申します。

2点御要望させていただきたいと思います。1つは、保育の質と量の確保の充実ということは大変大事なことだろうと思っておりますが、それに伴い、やはり保育士、職員の確保が大きな課題になっております。

やはり処遇が改善されなければ、その確保が非常に困難であることから、何とかもっと職員処遇というところに視点を当てていただければありがたいと思っております。

もう一点、先ほどから幼保の量の見込みの立て方におきまして、利用希望の把握方法ですが、把握方法の資料の作成で調査票のイメージ等を拝見させていただきました。把握の仕方や、把握の資料の作成の状況により利用者の希望が偏るおそれがあるのではないかと思っております。平均化した、利用希望者を調べて調査する方策を立てていただければと思っております。

この2点です。

○無藤会長 ありがとうございます。特に利用希望調査につきましては、もちろん次回やりますけれども、具体的に調査票については、当然実施主体は都道府県、市町村ですので、こちらとも十分事務方のほうで一緒に検討していただけるかと思っております。

では、古渡委員、どうぞ。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。よろしくお願いたします。

今回、基本指針の中に非常に大事な資料6-3、先ほど清原市長のほうからもありましたように、2-2の中に関係者の連携・共同という非常に重たい言葉が今回ここに記載されております。多分この法律が各地域の中で本当に強く力を発揮するためには、どうしてもこの連携と共同というものが非常に大事だと考えております。

そういう意味では、今後、各基礎自治体の皆さんの理解とか、またもちろん施設事業者等の理解等をかなり深めていかないといけないと思いますので、もう少しこの辺の連携とか共同という観点の中を詳しく入れていったほうがよろしいのではないかと考えました。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

私からはまず意義のところについてです。子ども・子育て支援法は、子どものための法律であると同時に、親側もしっかりと自己実現できるということところが大事かと思いません。自己肯定観を持って育まれることと書いていますけれども、今、親自身に自己肯定観がないという場合も多いですので、その親たちが子どもを育てるとどのようになってしまうのかということもしっかりと意義のところ盛り込めたらと思います。

また、父親の子育てに限らず、女性のキャリアという問題もしっかり重要です。そういったこともしっかりと考えられる意義づけをしていけたらと思います。そのためには長時間労働を見直したりだとか、子どものために日ごろから休みをとることができたり、そういったこともできるようにしなければなりません。それは企業が変わっていかないといけないわけですけれども、そういうこともしっかりと盛り込むことが大事だと思いますし、やはり憲法上は勤労が義務であり権利ですので、しっかりとそれが確保できるというところをうたってほしいと思います。

さらに、私自身も子どもが3人いますけれども、幼稚園にも通わせましたし、待機児童にもなりました。今は保育所にも通わせていますけれども、収入が低くても待機児童という状態に置かれれば、格差という問題から考えても非常に辛い状況に置かれますので、そういった面も是正するというところもしっかりとポイントとして置いてほしいと思います。

最後に、子ども・子育て会議は地方版の設置も認められていますので、そういった意味では特に父親が地域にかかわっていくというのが本当に大事だと思います。この地方版の子ども・子育て会議を通じて、もちろん母親の代表もそうですけれども、父親の代表もしっかりと入れていけるような形にできればと考えます。そういうことがしっかりと指針の中に盛り込めたらいいなと思います。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

まだ未発言の方。では、大日向さん、すみません。

○大日向委員 ありがとうございます。恵泉女学園大学の日向です。

新制度の本格的施行に向けて、今日私どもが何を議論すべきか、大量な資料でございませ

たが、非常に要点よくおまとめいただいたことを感謝申し上げます。

その上で、恐らく今後の議論の基本となるところが資料6-2の基本指針であろうかと思っておりますので、その点について少し考えを申し上げたいと思っております。

子どもの育ち、子育て支援の重要性は皆様が言われたように、子どものためであり、親のためであることは当然のことであると思っております。でも、同時に全ての世代、全ての人にとっても大事なことです。すなわち、子育て支援は社会保障制度の持続可能性という点からも非常に重要だと考えます。その意味では、資料6-2の2ページの一番下のところに関係者の責務、役割と書いていますが、関係者という言葉よりは社会全体の責務であり役割という文言のほうが適切ではないかと思っております。

そして、これは駒崎委員も言われましたけれども、全ての人、全ての子どもという中には、貧困とか難病に苦しんでいる人、小児慢性疾患等の問題もございます。さらには特別支援、社会的養護の必要な子どものことも見落としてはならないということです。これも新制度にはきちんと書かれていることではあります、改めてこの指針のところで確認したいところだと思っております。

もう一点は、これも何人かの方が言及されましたけれども、家庭の意義及び役割のところ、
「父母その他の保護者は子育てについて第一義的責任を有する」と書かれています。これは少子化社会対策基本法の中にも書かれていますこと、欠かせない大切な点だと私は思います。ただし、第一義的責任とは何なのかという中身をきちんと議論することが大事であると考えます。その点を議論することは、同時に親や家庭が子どもや子育てをすべて担うということではなく、子どものためにも、子育てを喜びをもって担い、本当によりよい子育てができるためにこそ、支援が必要だということが明らかになるのではないかと思っております。その点に関して、先ほど榊原委員が親や家庭が十分に養育力を発揮して第一義的責任を果たせな
いときに社会が代わって、とおっしゃったかと思っております。その意図されるところはよく理解いたしますし、私も同感いたしますが、ややもすると、社会の支援が限定的にとられかねないこともあるかと思っております。従って親、家庭が第一義的責任を果たすためにこそ社会の支援が必要だというような書きぶりをしていただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 私も3点ほどお話をさせていただきたいと思っております。

1つは、今、大日向委員もお話がありました基本指針のところ、私自身も第一義的責任ということについては、今も責任ということ余りにも前面に出し過ぎることによってかえって全ての子どもたちの育つ、成長する子どもの権利というところを考えたときに非常に危ういのではないかと考えております。全ての子育て家庭にはそれに寄り添うパートナー、それこそが子育て支援ではないのかなと考えております。そういった意味で、ここの基本指針の捉えというところをもう一度確認しておくことが重要ではないかと思っております。

もう一つ、私自身もこの新しい制度が社会保障の中の位置づけの一つであるということを考えますと、子どもにかかわる、子ども・子育てにかかわる人たちだけの問題ではない、もっと広く社会全体、多世代の方々も関係のあることだということがどこかに書いてあることが大事ではないかと思いました。

2つ目です。実施主体が市町村ということで非常にそのことが大事であると思っています。大変注目されている横浜市で子育て支援の活動をしていますけれども、横浜市は決して保育だけを頑張っているわけではありません。地域子育て支援の部分につきましても、市民団体ですとか地域団体と連携しながら実施している。何人かの皆さんからパートナーシップという言葉が出ましたけれども、「きょうどう」という言葉についても、どの漢字がいいのか、いろんな「きょうどう」がございいますので、パートナーシップをあらわすものがどれなのかというのを決めていければいいのではないかと思っています。

また、ニーズ把握ですけれども、これは非常に難しいと思います。先ほど佐藤委員のほうから、母子手帳交付のときにはどうかという話がございましたが、多分感じから言って、初めて子どもを持つ親御さんは地域の子育て支援のサービスそのものを御存じない方が非常に多いです。そうなりますと、ニーズ調査をやるときに、実際保育料というのはどのぐらい納めるのかとか、ファミリーサポートは一体1時間幾らなのかとか、そういうことがわからないと実際に記述できないのかなとも思います。そういう意味では、サービスの説明とともに質問をしない限り、ちゃんとしたニーズ把握ができないのではないかとこのことを危惧しております。

最後ですけれども、今回こちらの子ども・子育て会議は、非常に地方版の子ども・子育て会議のモデルになるのだらうと思っています。私、もう一つ活動しておりますにっぼん子育て応援団で1月、2月に調査したときには、各自治体とも様子見という回答が非常に多くて、ここでの議論が非常に大きな影響力を持つと思います。ある意味、多様なステークホルダーの皆さんとディスカッションしていろんなことを決めていかなければいけないのだらうと思いますけれども、子どもと子育て家庭というところを中心にいいディスカッションができることが各市町村に大きな影響力があるのだらうと考えて、私自身も気を引き締めたいと思っています。

どうぞよろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、未発言の委員ということで、月本委員、北條委員、宮下委員、吉原委員に御発言いただいていいですか。

まず月本委員から。

○月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会副会長の月本です。同時に東京都私立幼稚園PTA連合会で会長をしております。

この基本指針、資料6-2を拝見いたしまして、率直な印象なのですけれども、子ども・子育て支援というよりは、私には保護者保育支援のように感じました。私立幼稚園に子ども

をとおせる親として、子どもの最善の利益が何なのかということのを改めてここで皆さんと考
えていきたいと思ったのが第一印象です。これから勉強して行って、実のある会議に参加し
ていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員もどうぞ。

○北條委員 たびたびありがとうございます。申し訳ありません。

大きく言うと2つありますが、基本指針を検討するのは、資料4の子ども・子育て関連3
法についてと書かれている改正される法律の枠組みを前提としているわけですね。そうなり
ますと、本日一番初めに申し上げたこととかかわってまいります、我々の会員である日本
国中の私立幼稚園の立場から言えば、この新制度にとっても期待はしているのです。本当に幼
稚園と保育園、公立と私立を子どもの立場から平等にしてくれるのだったら大賛成なのです。
でも、この間の子ども・子育て新システム検討会議作業グループの基本制度ワーキンググル
ープ等の検討の過程でいけば、どうもそれがあやしいなという空気になってきているわけ
です。平等性が確保されないのではないかと。

国会に提出されまして、おかげさまで三党合意ということで、むちゃくちゃな総合こども
園法というのは廃案になったということはとてもよかったことだと高く評価するところであ
りますけれども、しかし、現行の認定こども園法においては、法律に法施行後5年経過した
後に評価検討するというのが規程になっているわけです。その評価検討がなされていないと
いうのが私どもの立場です。

そうすると、現行の認定こども園法をよりよく改善するためには、その評価検討をちゃん
とやっていただきたいと思えます。どこを改善すべきなのかということのを議論していただき
たい。そういう議論は基本制度ワーキンググループでも一切なかったわけです。そうではな
くて、三党合意という形でできてきたというのは今あるということです。

であるとすれば、今の現行の緩やかな多様性を認める仕組みから見て改悪になる部分がど
うしてもあるのではないかとこの疑問を私どもは持っています。そうならないから、
よりよいものをこの会議の中で皆さんと一緒に追求していきたいと考えております。

基本指針のほうですけれども、今後の検討課題であるということのを前提にして、やはり子
育て支援という概念が私たち幼稚園関係者は文部科学省で幼稚園教育要領等を検討する中で、
子育ての支援という「の」を入れているのです。それは親御さんの子育てを肩代わりするも
のではないというのが前提なのです。そうすると、ここでの御議論が保育所の先生方の御議
論あるいは共働きをして保育所にお子さんを通わせたいという保護者の方の御議論と食い違
ってくるのだと思うのです。子育て支援という言葉自体の中身、何を意味するのかというあ
たりを検討しないと話が行き違ってしまいます。

また古い話になってしまいますけれども、基本制度ワーキンググループで私どもも問題に
しましたし、坂崎委員も問題にされましたけれども、教育と保育という概念を本当にこうい
う学校教育法上の教育、児童福祉法上の保育というくくりでがちんがちんにやって大丈夫な

のかということなのです。私ども、幼稚園の全国の加盟の皆さんからすれば、保育と言われたら学校教育法第22条に記載されている保育という概念がありますから、当然それが含まれていると誰でも思うのです。ところが、そうではないのです。こういう問題が起きてきます。

これは保育所でも幼稚園でも保育という言葉をちゃんと理解している方が少ないです。そこから辺も含めて今後しっかり検討してもらいたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 すみません、先ほど言わせていただきましたので遠慮しなければいけないかと思っておりましたが、1つだけ言わせてください。

質とか量の話についてですが、やはり量を増やすことも大切なことなのだろうと思いますが、量を増やしたことによって質が落ちる、低下するということは、今まで教育に携わってきた者にしますととても残念なことだと思っています。そういう意味では、ぜひ質の向上につながるようなものにしていただきたい、これが1つ。

もう一つは、先ほど家庭という話が出ましたけれども、子どもにとって親はかけがえのない本当に大きな存在です。幾ら幼稚園側が頑張っても、親ほど子どもにとってすてきなものは無いというような親子の関係があります。そういう中で、「家庭に第一義責任が」という話がありましたけれども、やはり親が子どもを育てるための環境を支援する施策も一つこの中に入れていただけるとありがたいと思っています。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、すみません、最後になってしまいましたが、吉原委員、お願いいたします。

○吉原委員 児童館、放課後児童クラブを担当した立場から述べさせていただきます。

フレームはあるわけですが、より幅広い年齢層の児童を対象あるいはイメージした視点というのも必要ではないかと考えているところです。例えば待機児童に関しても、次の学童への待機につながるというような連続性という面も見られるわけですので、そういった視点でニーズの掘り起こしですとか、御用意いただいた調査票の設計ですとか検討にも留意していただけたらと思います。

もう一点、職員の専門性の確保ですとか資格、研修への言及については、他の委員、先生方の御意見のとおりです。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

一通り発言していただいて、大分私はプレッシャーをかけて無理をお願いしてぎりぎり時間どおりということになりました。ありがとうございました。

そのときに申し上げたように、きょうの議論でこの話が終わるわけではありませんので、次回以降引き続き検討していただきたいと思います。おっしゃられていないこと、あるいは補足資料等のことも出したいということもあろうと思います。この本会議に出したいことは

もちろんお出しいただく。直接に事務局とお話し合い、あるいは意見を提出して反映させていただきたい、いろいろな形でぜひ皆様方のお知恵をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたけれども、冒頭、森大臣もおっしゃっておりましたけれども、4月15日に福島県で被災地子ども・子育て懇談会というものが開催されたそうでありますので、それにつきまして事務局より御説明をお願いいたします。

○長田参事官 それでは、資料8「被災地子ども子育て懇談会の開催について」という資料を用意させていただいておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

趣旨は森大臣から申し上げたとおりでございますが、繰り返しになりますが、先ほど来の議論の中でも非常に厳しい状況に置かれたお子さんへの配慮ということも出てまいりましたけれども、同時に被災地の状況ということも十分にくみ取っていかないといけない、そのような趣旨から、特に被災の大きかった3県におきまして、子育て当事者の方あるいは関係者、自治体の方にお集まりいただいて御意見を聞きしようということで実施しているものでございまして、既に福島県で実施させていただきましたので、その状況につきまして、手短かに御報告をしたいと思います。

3ページからでございます。制度全般に関するご意見で非常に印象深かったのは、1つ目の○とか2つ目の○にございますように、やはり子どもが主役なのだと、そこに軸を置いた制度の運用をというお言葉でございますとか、子どもがいなければ被災地の復興はあり得ないという観点からも子どもを中心に据えたこともしっかり考えていただきたい、そのようなお声がございました。

また、3ページの下ほどに新制度の施行時期ということでございますけれども、平成27年度を待たずして、やれることをしっかりやってほしいというようなお声、4ページ、被災地は大変なので実施を遅らせるという声も一部にあるわけでございますが、逆にそういったことになるとますます人口減少の方向に向かってしまうということを懸念しているというような声などがございました。そういったことを受けまして、ここの欄で言えば3つ目、4つ目のあたりでございますが、このあたりは自治体の方の御発言でございますけれども、自治体の職員の方も非常に御苦労されておりますので、そういう意味で制度設計も非常に厳しいようなお声もあったわけでございますが、むしろこういったたくさんのお声を聞いて、しっかりと自治体として取り組んでいきたいというような趣旨の力強いお言葉もいただいております。

少し飛ばしまして、5ページ、先ほど来、質の問題というのも随分言っていただいておりますが、とりわけ被災地の中では、そもそも仕組みの整備をしても肝心の保育士さんであるとか看護師さんが県外に避難してしまっているというような状況で、全国的にも不足が深刻ではありますが、より被災地の深刻さというのがあるということもしっかり考えてほしいということでもありますとか、4つ目あたり、今、保育現場はどこでも非常に大変だというお声があるわけですが、それに加えて被災地のもろもろのストレスという状況から、保護者の方へのサポート、あるいは子どもの心のケアといった、さらに大きな課題を抱えている

という中での保育士さんの確保でありますとかサポート体制の充実を求める声が非常に多く寄せられております。

制度の設計に直接かかわる部分では、5ページの一番下でございますけれども、認定こども園について積極的に手を挙げる幼稚園に対しては、しっかりと認定こども園化の認可を考えてほしいというような御発言がございました。

6ページ、これは新制度の直接の関係ではございませんが、それ以外にかかわる意見も多くいただきました。その中で特に多かったのが2つ目の括弧で見出しをつけておりますが、やはり福島の場合には原発事故という非常に特殊な状況下で置かれているという中で、安全・安心のための情報発信あるいは環境整備というようなことについてのお声が多くございました。特になかなか外遊びというものに対して厳しい状況に置かれているという中で、遊び場の整備ということでもありますとか、逆に低線量であっても不安感ということからそれがためられるというような状況の中で、あわせてしっかりと情報発信ということも国、県で取り組んでほしい、そういったようなお声。

さらには、最後の7ページ、子ども・保護者の心のケアの問題でございますとか、経済的負担軽減、そういったことについて多く御意見が寄せられております。

なお、この子ども・子育て懇談会出席者一覧を最後につけておりますが、本会の委員でもございます古渡先生にも御出席をいただいております。もし古渡先生から何か補足がございましたら。

○無藤会長 では、何か一言どうぞお願いします。

○古渡委員 どうもありがとうございます。初めて多分福島県内でこういう会議が開催されたと、非常に意義のあることだと思えました。実際、被災地では非常に子どもの数が減っておりますし、地域差がかなり大きくなっております。そういう意味では、今回の子ども・子育て会議の論点が非常に大事な観点になってくると思っておりますので、ぜひ皆様、被災地のことも少し頭に入れていただきながら論点を進めていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

今のことについてさらに討議という時間がないので、またそれはいずれということにさせていただきます。もう一つだけ私のほうからお話ししたいことがございます。

認定こども園法改正に伴いまして、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得の特例についてというのがございます。先だって、文部科学省と厚生労働省に検討会を設置して検討を進めてまいり、報告書が取りまとめられたということでもあります。皆様方のお手元に、本日、概要資料があろうかと思っておりますので、それにつきまして後で参照していただければと思います。極めて簡単に言えば、片方の免許資格で現に働いている方に特例措置としてもう一つの免許資格を与えて、特に幼保連携型認定こども園で働くという意味での道を開いたということでございます。よろしゅうございましょうか。

では、ほぼ時間ということですので、本日の私の担当部分、会議を終了させていただいて、

次回の日程につきまして事務局にお願いいたします。

○長田参事官 本日は、大変熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。

次回の日程等でございますが、まず先ほど本会議におきまして設置の承認をいただきました基準部会につきましては、5月8日、10～12時ということで開催をお願いしたいと思っております。

この親会議の第2回の会議でございますけれども、5月31日に開催したいと思っております。今、その開催の時間につきましては若干調整しておりますので、後刻御案内を差し上げたいと思いますが、5月31日の午後ということでお願いしたいと思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。

大部分の委員の方は月1回が2回あるという非常に御苦勞をお願いいたしますが、よろしくお願いいたします。

どうも本日はありがとうございました。

～ 以 上 ～